

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I： 該当なし

区分 II： 該当なし

区分 III： 該当なし

その他： 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	加熱蒸気戻り系配管の蒸気ドレントラップにおいて、動作不良が認められたため、当該トラップを補修。	D	
2	1号機	加熱蒸気戻り系配管において、配管保温材の隙間から微量の蒸気漏れが認められたため、当該部を点検補修。	D	
3	1号機	タービン建屋大物搬入口において、台車搬入作業中、作業員1名が誤って非管理区域から管理区域境界へ足つま先を踏み入れたため、対応検討。(当該箇所汚染なし)	D	
4	1号機	シャワードレン系収集槽水(B)の放出時、排水モニタの指示値上昇による警報発生及び放出の自動停止が確認されたため、対応検討。	D	
5	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系サージタンク(B)水位調整弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
6	2号機	コントロール建屋電気品室冷凍機(C)用計装ラックにおいて、扉ハンドルの破損が認められたため、当該扉を修理。	D	
7	2号機	タンクベント処理系タンクベント循環流量調節弁において、弁動作不良(ポジションドリフト)が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
8	2号機	タービン建屋加熱蒸気系圧力調節弁前弁において、微量のグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
9	2号機	タービン建屋加熱蒸気系圧力調節弁バイパス弁において、微量のグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
10	3号機	原子炉建屋2階の既設設備消火器に接触し消火器を落下、ハンドルを変形させたため、注意喚起。	D	
11	3号機	残留熱除去系の系統圧力において、低下傾向が認められたため、加圧処置・対応検討。	D	
12	3号機	高圧窒素ガス供給系常用窒素ガス貯槽入口弁において、微量のグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
13	3号機	高圧窒素ガス供給系常用、非常用B系分離弁において、微量のグランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
14	3号機	高圧窒素ガス供給系常用、非常用A系分離弁において、駆動部にグリス漏れが認められたため、当該弁を点検補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	電解鉄イオン供給配管において、ベント弁下流側アルミ配管フランジ部に損傷が認められたため、当該部を交換。	D	
16	3号機	原子炉再循環ポンプ(B)駆動電動機スラスト軸受温度計において、指示値不良(オーバースケール)が認められたため、当該計器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802